

令和5年梅雨前線豪雨により、被害を受けた 商工業者の施設・設備の復旧を支援します

福岡県では、令和5年梅雨前線豪雨※により、被害を受けた県内の商工業者に対し、事業再建に必要な施設・設備の復旧に要する経費を補助する【福岡県中小企業事業再建支援補助金】を実施します。

※令和5年6月29日からの大雨、令和5年7月2日からの大雨及び令和5年7月7日からの大雨

1. 補助対象者

以下の(1)、(2)を満たし、「令和5年梅雨前線豪雨により、被害を受けた県内の商工業者」で、県内に事業所を置く中小企業・小規模事業者

(1)BCP(事業継続力強化計画を含む。)を策定済又は策定予定

(2)本補助金で復旧等を行った施設・設備について保険に加入すること(小規模事業者は推奨)

2. 補助対象経費

中小企業・小規模事業者の施設又は設備であって、令和5年梅雨前線豪雨による災害のため損壊若しくは滅失又は継続して使用することが困難になったもののうち、事業再建に不可欠な施設若しくは設備の復旧に要する経費

施設	倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場等
設備	事業の用に供する設備であって、資産として計上するもの(溶接機、システムサーバー、冷蔵ショーケース等)

<主な留意点>

○交付決定前であっても遡及適用され、補助対象となる場合があります。

○施設又は設備の復旧又は整備に要する経費には、施設又は設備の原状復旧のみならず、防災機能向上を含めた復旧に要する経費も含まれます。(ただし、原形復旧費用の範囲内において補助対象として認められます。)

○災害保険・共済の対象である施設又は設備については、その給付金又は保険金を補助対象経費から控除します。

○資産計上されていない施設・設備は原則として補助対象外です。

○陳列されていた商品や在庫品、仕掛かり品や原材料、福利厚生関係その他汎用性の高い施設・設備などは補助対象外です。

○同一の補助対象経費については、他の補助金との併用はできません。

3. 補助率・補助上限額

・補助率 中小企業:1/2以内、小規模事業者:2/3以内

・補助上限額 1億円

4. 申請方法

(1) 必要書類

マニュアル・様式等を下記ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r5jigyousaiken.html>

中小企業事業再建支援補助金

検索



(2) 申請受付期間

令和5年9月28日(木)から令和6年9月30日(月)

(3) 申請書等提出先

福岡県商工部中小企業振興課経営支援係

住所: 〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

電話: 092-643-3425(平日 9:00~17:00) 電子メール: keieishien@pref.fukuoka.lg.jp

5. お問い合わせ先

本補助金の交付申請に係る相談、交付申請受付に関する事、交付申請後の手続き、その他本補助金に関する事

福岡県商工部中小企業振興課経営支援係

電話: 092-643-3425(平日 9:00~17:00) 電子メール: keieishien@pref.fukuoka.lg.jp

本補助金における補助対象者や補助対象経費、申請期限等の詳細については、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/r5jigyousaiken.html>

中小企業事業再建支援補助金

検索

